

外觀試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	a 警戒区域は、2以上の階にわたらないこと。ただし、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合は、この限りではない。 b 一の警戒区域の面積は、600㎡以下であること。ただし、当該警戒区域の通路の中央からガス漏れ表示灯を容易に見通すことができる場合にあつては、1,000㎡以下とすることができること。
受信機	設置場所等	目視により確認する。	a 防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。 b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 c 機器が損傷をうけるおそれのない場所に設けてあること。
	周囲の状況・操作性		a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要の空間が保有してあること。 b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。
	設置状況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。
操作部	目視により確認する。	a 電源監視装置は、正常であること。 b 操作スイッチは、床面から0.8m（いすに座って操作するものにあつては0.6m）以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、損傷、がたつき等がなく、停止点が明確であること。 c 各種表示灯には、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。 d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。 e 貫通部（ガスを供給する導管が防火対象物の外壁を貫通する部分をいう。）に係る警戒区域とその他の警戒区域とを区別して表示してあること。	
	予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
中継器	設置場所等	目視により確認する。	a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。 b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要の空間が保有してあること。 c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。

試験項目		試験方法	合否の判定基準
	構造・性能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。 c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。 d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。 e 接地端子が設けられているものにあつては、適正な接地が施されていること。
	予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。
電源	常用電源	目視により確認する。	a 専用の回線となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非常電源の種別		蓄電池設備又は自家発電設備（蓄電池設備を付加したものに限る。）であること。
検知器	警戒状況	目視により確認する。	a 警戒区域の設定が適正であり、未警戒の部分がないこと。 b 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。 c 出入口の付近で外部の気流がひんばんに流通する場所以外で、ガス漏れの検知を妨げる障害物がなく、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。
	設置状況	検知対象ガスの空気に対する比重が1未満のもの	目視により確認する。 a 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。 c 燃焼器又は貫通部から水平距離8m以内となるように設けられていること。ただし、天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合、当該はり等により燃焼器側又は貫通部側に設けてあること。 d 天井面等に吸気口がある場合、燃焼器との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、当該燃焼器から最も近いものの付近に設けられてあること。
	設置状況	検知対象ガスの空気に対する比重が1以上のもの	a 検知器の上端は、床面の上方0.3m以内の位置に設けてあること。 b 燃焼器又は貫通部からの水平距離が4m以内となるように設けられていること。
	構造・性能	目視により確認する。	a 消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 変形、損傷等がないこと。
	警報装置	増幅器	設置場所等
スピーカー		設置場所等	目視により確認する。
		構造	目視により確認する。
構造		目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
ガス漏れ表示灯	設置場所等	目視により確認する。	a 周囲に点灯の確認を妨げるものがないこと。 b 検知器が設けられている室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の出入口付近に設けてあること。ただし、一の警戒区域が一の室からなる場合を除く。



試験項目		試験方法	合否の判定基準
検知区域警報装置	構造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
	設置場所等	目視により確認する。	a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けること。 b 通行、荷物搬送等による損傷を受けるおそれのない位置に設けてあること。 c 雨水、腐食ガス等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。 d 検知区域（一の検知器が有効にガス漏れを検知することが出来る区域をいう。）に有効に警報できるように設けてあること。ただし、機械室その他常時人がいない場所及び貫通部は除く。
	構造	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。



機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準								
配線	送り配線試験（常時開路式の検知器（1回線の接続個数が2以上のもの）回路のものに限る。）	次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、当該試験回線の検知器の1検知器が送り配線となっていることを確認した後、検知器の一線を外し当該回線末端の発信機、検知器等を作動させることにより行う。 <table border="1"> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11以上50以下</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以下</td> <td>3</td> </tr> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11以上50以下	2	51以下	3	a 検知器の配線は、送り配線となっていること。 b 受信機の当該回線がガス漏れ表示しないこと。
	警戒区域数	試験回線数									
	10以下	1									
	11以上50以下	2									
51以下	3										
受信機	ガス漏れ表示試験	ガス漏れ表示試験スイッチを所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	ガス漏れ表示、地区表示及び音響装置の作動が正常であること。なお、保持機能及び標準遅延時間を有するものにおいては、これらの機能が正常であること。								
	地区表示装置作動状況										
	主音響装置鳴動状況										
	試験中の他回線の作動状況	ガス漏れ表示試験中、他の任意の回線を作動させる。	試験中の回線及び任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。								
	回路導通試験（試験装置を有するものに限る。）	回路導通状況	導通試験スイッチ及び回線選択スイッチを操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。							
	試験中の他回線の作動状況	回線導通試験中、他の任意の回線を作動させる。	任意の作動回線のガス漏れ表示が正常であること。								
	同時作動試験	任意の2回線の検知器を同時にガス漏れ作動状態にする。	ガス漏れ表示状態が継続すること。								
予備電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能、電圧値及び容量が正常であること。								
	端子電圧・容量	予備電源試験スイッチを操作する。	所定の電圧値及び容量を有していること。								
非常電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能、電圧値及び容量が正常であること。 また、自家発電設備と接続されるものにおいては、常用電源の遮断後1分以内に自家発電設備に切りかわること。								
故障表示試験	中継器の外部負荷に電力を供給する回路のヒューズ断線の状況	ヒューズを外すか又はブレーカーを遮断して行う。	故障表示灯及び音響装置が自動的に作動すること。								
	中継器の主電源を他のものから供給するものの電源断の状況	主電源のブレーカー等を遮断して行う。									
	検知器電源遮断状況（電源遮断表示装置を有するものに限る。）	検知器の電源を遮断する。	検知器電源遮断の表示等ができること。								
附属装置試験	附属装置を作動又は作動状況におき、ガス漏れ表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号を総合操作盤に移報した場合においては、その動作が適正であること。									
相互作用試験（1の防火対象物に2以上の受信機が設けられているもの。）	相互通話状況	受信機を設けてある場所相互の間において、相互通話を行う。	同時に相互通話ができること。								
	音声警報装置鳴動状況	各受信機のガス漏れ表示試験スイッチを試験側に倒し、回線選択スイッチ等を操作して行う。	いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。								
中継器	回路導通試験	導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。	試験用計器等の指示値が適正であること。								
検知器	作動試験	検知器にガス試験器により試験ガスを加え、ガス漏れ表示するまでの時間を測定する。	a 検知器が正常に作動すること。 b ガス漏れ表示するまでの時間が次のいずれかであること。 ア 検知器の作動確認灯により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにおいては、作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒（中継器を介するものにおいては65秒）以内であること。 イ 中継器の確認灯又は検知区域警報装置の作動により検知器のガス漏れ作動が確認できるものにおいては、検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯からガス漏れ灯が点灯するまでの時間が60秒（中継器を介するものにおいては65秒）以内であること。 ウ 上記以外のものにおいては、ガス漏れ表示するまでの時間が80秒（中継器を介するものにおいては85秒）以内であること。								
	音響警報装置	所定の操作により作動させる。	他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞きとることができるとともに、2以上の受信機を設けている場合においては、いずれの場所からも作動すること。								
装置	ガス漏れ表示灯	検知器の作動試験を行う。	検知器の作動した場所が識別でき、かつ、前方3m離れた地点でその点灯が確認できること。								
	検知区域警報装置	警報装置の中心から1m離れた位置で騒音計（A特性）を用いて音圧を測定する。	音圧は、70dB以上であること。								

